技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 高 橋 嘉 行

岩手県教育委員会規則第3号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
(給与)			(給与)			
第2条 技能職員等の給与については、技能職員等の給与に関		月 第	2条 技能職員	等の給与については、扌	支能職員等の給与に関	
する規則(昭和32年岩手県規則第51号)の適用を受ける職員		₫	する規則(昭和32年岩手県規則第51号)の適用を受ける職員			
の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定			の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定			
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる			中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる			
字句に読み替えるものとする。			字句に読み替えるものとする。			
規 定 読み替えられる字句	読み替える字句		規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
[略]			[略]			
第7条の8第 広域振興局土木部、	[略]		第7条の8第	広域振興局土木部、	[略]	
1項 農業研究センター又			1項	農業研究センター、		
は農業大学校				<u>林業技術センター</u> 又		
				は農業大学校		
[略]			[略]			
2 [略]		2	2 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。